

事業者対応方針 資料1 前後対比表

| 変更前  | 変更後  | 備考   |
|--|--|--|
| <p>○改定にあたって<br/>平成29年度第2回保安検査（再処理施設）における指摘事項に係る事業者対応方針（資料1）を9月26日に提出し、その後、設備を管理下に置くための活動を実施していく中で、より抜けなく合理的な方法を検討してきた。</p> <p>その結果、設備を管理下に置く活動は、これまで安全上重要な設備を優先して10月末までに、安全上重要な設備以外の設備を12月末までに実施する方針としていたが、現場にある全ての設備を抜けなく確認するため設備を区分することなく部屋単位、エリア単位で網羅的に確認していく方針に変更する。また、設備を継続的に維持・管理するために、設備を管理下に置く活動は、以下に示すSTEP1～3に区分して本活動を段階的に実施していくこととし、設備を全て把握し、その設備の状態が把握できた段階（STEP1）が、設備が維持管理された状態の第一段階であると考え。STEP2, 3については、継続してしゅん工までに実施することとし、設備の健全性を継続的に維持するとともに保守管理を実施していく。</p> <p>STEP1：設備を全て把握し、設備の状態を確認するとともに保守管理計画があるかどうかを確認する。</p> <p>STEP2：設備を適切に維持・管理する観点で保守管理計画が適切なものとなっているか再確認する。</p> <p>STEP3：全設備に対する保守管理計画を策定し、設備の健全性を継続的に維持・管理する。</p> <p>再処理施設および廃棄物管理施設の全設備について、12月末までにSTEP1を実施し、引き続きSTEP2, 3の取り組みに着手する。なお、安全上重要な設備を含む部屋等のSTEP1については、11月中の終了を目標とするとともに、その後、速やかにSTEP2, 3の取り組みに着手する。</p> <p>また、北陸電力（株）志賀原子力発電所での雨水流入事象に係る指示文書を受けた再調査については、設備を管理下に置く活動の一環として実施していくとともに、貫通部に対する止水措置の妥当性確認について、評価に使用できる記録類を掘り下げ、視点をより深くして評価を行っていること、評価にあたっては複数の目でチェックしていること等により、調査終了時期を10月末から12月末へ変更する。</p> | <p>○改定にあたって<br/>平成29年度第2回保安検査（再処理施設）における指摘事項に係る事業者対応方針（資料1）を9月26日に提出し、その後、設備を管理下に置くための活動を実施していく中で、より抜けなく合理的な方法を検討してきた。</p> <p>その結果、設備を管理下に置く活動は、これまで安全上重要な設備を優先して10月末までに、安全上重要な設備以外の設備を12月末までに実施する方針としていたが、現場にある全ての設備を抜けなく確認するため設備を区分することなく部屋単位、エリア単位で網羅的に確認していく方針に変更する。また、設備を継続的に維持・管理するために、設備を管理下に置く活動は、以下に示すSTEP1～3に区分して本活動を段階的に実施していくこととし、設備を全て把握し、その設備の状態を確認するとともに保守管理計画があるかどうかを確認できた段階（STEP1）が、設備が維持管理された状態の第一段階であると考え。STEP2, 3については、継続してしゅん工までに実施することとし、設備の健全性を継続的に維持するとともに保守管理を実施していく。</p> <p>STEP1：設備を全て把握し、設備の状態を確認するとともに保守管理計画があるかどうかを確認する。</p> <p>STEP2：設備を適切に維持・管理する観点で保守管理計画が適切なものとなっているか再確認する。</p> <p>STEP3：全設備に対する保守管理計画を策定し、設備の健全性を継続的に維持・管理する。</p> <p><b>以上を踏まえ、10月30日に事業者対応方針（資料1）を改定したが、今回、設備を管理下に置く活動の進捗を踏まえ、以下のとおり変更を行う。</b></p> <p>再処理施設および廃棄物管理施設の設備を管理下に置く活動は、12月末までにSTEP1を実施する方針としていたが、現場作業の進捗にあわせ、STEP1の終了時期を2018年1月末までの目標に変更する。なお、安全上重要な設備を含む部屋等のSTEP1については12月8日までに設備の状態を確認するとともに保守管理計画があることの現場確認が終了した。</p> <p><b>安全上重要な設備を含む部屋等のSTEP1で得た経験を踏まえ、現場の確認方法や記録作成方法の改善を図り、残りの対象に対してSTEP1を実施するとともに、全設備に対して継続してSTEP2, 3の取り組みを実施する。</b></p> <p>また、北陸電力（株）志賀原子力発電所での雨水流入事象に係る指示文書を受けた再調査については、設備を管理下に置く活動の一環として実施していくとともに、貫通部に対する止水措置の妥当性確認について、評価に使用できる記録類を掘り下げ、視点をより深くして評価を行っていること、評価にあたっては複数の目でチェックを実施していること等に時間を要していることから、調査終了時期を12月末から2018年1月末の目標に変更し、その後、速やかに原子力規制委員会へ報告する。</p> | <p>全数把握のこれまでの実績と今後の見通しを反映</p> <p>指示文書を受けた再調査の今後の見通しを反映</p> |
| <p>1. 非常用電源建屋非常用ディーゼル発電機B補機室への雨水浸入への対応方針</p> <p>(1) 現状の問題点</p> <p>(2) 事象発生から現在までに実施した安全確保対策</p> <p>(3) 直接原因</p>  | <p>(記載の変更なし)</p>   |  |

| 変更前  | 変更後  | 備考                           |
|--|--|------------------------------|
| <p>(4) 直接原因を踏まえた対応方針</p> <p>a. 問題点 (1) a. について (保守管理)</p> <p>(a) 配管ピットの防水性に関する設備および配管ピットに設置している安全上重要な設備について、ユーティリティ課長は9月末までに全数把握 (機器リスト作成および現場確認)、健全性確認および保守管理計画の策定を実施する。(9月29日実施済み)</p> <p>(b) 管理下に置かれていない設備を管理下に置くための全数把握および健全性確認、ならびに保守管理計画の策定を実施することとし、再処理事業部長は、9月末までに全体の計画書を策定する。再処理事業部長は、全体の計画、進捗の管理、活動の妥当性を確認する会議体 (保安規定第10条 (業務の計画及び実施) に基づく計画書に規定する会議体、議長: 再処理事業部長) を設ける。(9月27日実施済み。なお、全数把握等の実施方法を再検討し11月上旬までに改定予定)</p> <p>なお、d. に示す北陸電力 (株) 志賀原子力発電所での雨水流入事象に係る指示文書を受けた再調査については、設備を管理下に置く活動の一環として実施する。</p> <p>(c) 全体の計画書は、上記会議体事務局および各課長が作成し、各部長および再処理工場長が審査し、再処理事業部長が承認する。再処理事業部長は、承認に当たり、保安上の妥当性について再処理/貯蔵管理安全委員会における審議を受ける。さらに、計画書は、品質・保安会議において審議し、再処理事業部長は、審議結果を尊重して承認する。(9月27日実施済み)</p> <p>(d-1) 各課長は、12月末までに再処理施設の全設備の全数把握、状態確認を実施するとともに、保守管理計画の状況を確認し再処理施設の全設備を管理下に置く。但し、安全上重要な設備を含む部屋等については、11月中の終了を目標とする。その後、保守管理計画の策定を実施していく。</p> <p>(d-2) 各課長は、12月末までに廃棄物管理施設の全設備の全数把握、状態確認を実施するとともに、保守管理計画の状況を確認し廃棄物管理施設の全設備を管理下に置く。但し、安全上重要な設備を含む部屋等については、11月中の終了を目標とする。その後、保守管理計画の策定を実施していく。</p> <p>(e) 各課長は全数把握として、現場に存在する全設備を網羅的に抜けなく確認し、これまで把握していなかった設備がないか確認していく。現場確認において、セル内、干渉物等の撤去が必要な箇所、および高所で狭隘な箇所などの理由で目視確認ができない場合は、施工記録、検査記録などから代替確認する。</p> <p>(f) 再処理施設および廃棄物管理施設の全設備を管理下におくための本活動は、再処理事業部長のもと、再処理工場長を実施責任者として、社内外の協力を得て、再処理事業部の各部・各課が実施する。</p> <p>(g) 本活動の活動結果は、上記会議体事務局および各課長が作成し、上記会議体構成員による確認の後、各部長および再処理工場長が審査し、再処理事業部長が承認する。再処理事業部長は、承認に当たり、保安上の妥当性について再処理/貯蔵管理安全委員会における審議を受ける。さらに、本結果は、品質・保安会議において審議し、再処理事業部長は、審議結果を尊重して承認する。</p> | <p>(4) 直接原因を踏まえた対応方針</p> <p>a. 問題点 (1) a. について (保守管理)</p> <p>(a) 配管ピットの防水性に関する設備および配管ピットに設置している安全上重要な設備について、ユーティリティ課長は9月末までに全数把握 (機器リスト作成および現場確認)、健全性確認および保守管理計画の策定を実施する。(9月29日実施済み)</p> <p>(b) 管理下に置かれていない設備を管理下に置くための全数把握および健全性確認、ならびに保守管理計画の策定を実施することとし、再処理事業部長は、9月末までに全体の計画書を策定する。再処理事業部長は、全体の計画、進捗の管理、活動の妥当性を確認する会議体 (保安規定第10条 (業務の計画及び実施) に基づく計画書に規定する会議体、議長: 再処理事業部長) を設ける。<b>(全体の計画書を9月27日に制定、11月10日に改定済み。今後、2018年1月中旬までに改定予定)</b></p> <p>なお、d. に示す北陸電力 (株) 志賀原子力発電所での雨水流入事象に係る指示文書を受けた再調査については、設備を管理下に置く活動の一環として実施する。</p> <p>(c) 全体の計画書は、上記会議体事務局および各課長が作成し、各部長および再処理工場長が審査し、再処理事業部長が承認する。再処理事業部長は、承認に当たり、保安上の妥当性について再処理/貯蔵管理安全委員会における審議を受ける。さらに、計画書は、品質・保安会議において審議し、再処理事業部長は、審議結果を尊重して承認する。(9月27日実施済み)</p> <p><b>(d) 各課長は、2018年1月末を目標とし、作業環境を考慮した上で再処理施設および廃棄物管理施設の全設備の全数把握、状態確認を実施するとともに、保守管理計画の状況を確認し、これらの施設の全設備を管理下に置く。但し、安全上重要な設備を含む部屋等については、11月中の終了を目標とする。(安全上重要な設備を含む部屋等については12月8日までに設備の状態を確認するとともに保守管理計画があることの現場確認を実施済み。)</b> その後、保守管理計画の策定を実施していく。</p> <p>(e) 各課長は全数把握として、現場に存在する全設備を網羅的に抜けなく確認し、これまで把握していなかった設備がないか確認していく。現場確認において、セル内、干渉物等の撤去が必要な箇所、および高所で狭隘な箇所などの理由で目視確認ができない場合は、施工記録、検査記録などから代替確認<b>を計画し、実施する。</b></p> <p>(f) 再処理施設および廃棄物管理施設の全設備を管理下におくための本活動は、再処理事業部長のもと、再処理工場長を実施責任者として、社内外の協力を得て、再処理事業部の各部・各課が実施する。</p> <p>(g) 本活動の活動結果は、上記会議体事務局および各課長が作成し、上記会議体構成員による確認の後、各部長および再処理工場長が審査し、再処理事業部長が承認する。再処理事業部長は、承認に当たり、保安上の妥当性について再処理/貯蔵管理安全委員会における審議を受ける。さらに、本結果は、品質・保安会議において審議し、再処理事業部長は、審議結果を尊重して承認する。</p> | <p>実績反映</p> <p>今後の見通しを反映</p> |



事業者対応方針 資料1 前後対比表

| 変更前  | 変更後   | 備考                      |
|--|---|-------------------------|
| <p>b. 問題点 (1) b. について (巡視・点検)</p> <p>(a) 当該配管ピット以外にも巡視・点検の必要な箇所に漏れがないかを確認し、管理担当課長は、必要に応じて巡視・点検等のマニュアルを改正し、管理された状態にする。(12月末まで)</p> <p>(b) 本活動の計画および活動結果は、上記 a. の活動の計画および活動結果に含める。</p> <p>(c) 配管ピット点検口については、運転員の負荷軽減の観点から、ユーティリティ課長は、11月末までにさらに容易に巡視・点検ができる構造に改善する。</p> <p>(d) 上記(c)の計画および結果は、ユーティリティ課長が作成し、共用施設部長および再処理工場長が審査し、再処理事業部長が承認する。再処理事業部長は、承認に当たり、保安上の妥当性について再処理安全委員会における審議を受ける。さらに、本計画および本結果は、品質・保安会議において審議し、再処理事業部長は、審議結果を尊重して承認する。</p> <p>c. 問題点 (1) c. について (雨水の再浸入)</p> <p>(a) 再処理事業部長以下は、リスク管理や強い危機意識を持った業務遂行に欠けていたことを再認識し、自らの悪さを見出す活動(事例研修、ディスカッションなど)を実施する。</p> <p>(b) 上記(a)の活動の計画および結果は、再処理計画部長が作成し、再処理事業部長が承認する。再処理事業部長は、承認に当たり、保安上の妥当性について再処理/貯蔵管理安全委員会における審議を受ける。さらに、本計画および本結果は、品質・保安会議において審議し、再処理事業部長は、審議結果を尊重して承認する。</p> <p>(c) ユーティリティ課長は、9月25日までに次の応急措置を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コンクリート蓋を開放した状態で送風機により配管ピット内を乾燥させた後、ピット内の雨水浸入箇所へコーキングを行う。(9月22日までに実施済み)</li> <li>・ 配管ピットおよびコンクリート蓋のコーキング、防水テープ、防災シートおよびブルーシートの養生を実施する。(9月22日までに実施済み)</li> <li>・ 配管ピット周辺地盤を掘削し、ピット内にかかる地下水圧の低減を図る。(A系は9月22日までに実施済み。B系は9月24日までに実施済み。)</li> <li>・ ピット上部にやぐらを組み、ブルーシートで覆う。(A系は9月23日までに実施済み。B系は9月25日までに実施済み。)</li> </ul> <p>(d) 配管ピットへの雨水浸入は、非常用電源建屋と配管ピット躯体との接合部にある止水処置の劣化が原因となった可能性もあることから、ユーティリティ課長は、10月末までに次の恒久対策を行う。なお、次の恒久対策の内容は、本対策の計画に係る(e)の審議結果に基づき必要に応じて見直す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配管ピット周辺地盤を掘削して、ピット躯体および取合部の目視確認を実施する。</li> <li>・</li> <li>・ 雨水浸入防止の強化のため、ピット躯体および取合部止水板への防水措置を施工する。</li> <li>・ 雨水の排水およびピット周辺地盤の雨水浸透防止のため、ピット周辺地盤に</li> </ul> | <p>b. 問題点 (1) b. について (巡視・点検)</p> <p>(a) 当該配管ピット以外にも巡視・点検の必要な箇所に漏れがないかを確認し、管理担当課長は、<b>設備を管理下に置く活動の結果を踏まえ</b>、必要に応じて巡視・点検等のマニュアルを改正し、管理された状態にする。<b>(継続的に実施)</b></p> <p>(b) 本活動の計画および活動結果は、上記 a. の活動の計画および活動結果に含める。</p> <p>(c) 配管ピット点検口については、運転員の負荷軽減の観点から、ユーティリティ課長は、11月末までにさらに容易に巡視・点検ができる構造に改善する。<b>(11月30日実施済み)</b></p> <p>(d) 上記(c)の計画および結果は、ユーティリティ課長が作成し、共用施設部長および再処理工場長が審査し、再処理事業部長が承認する。再処理事業部長は、承認に当たり、保安上の妥当性について再処理安全委員会における審議を受ける。さらに、本計画および本結果は、品質・保安会議において審議し、再処理事業部長は、審議結果を尊重して承認する。</p> <p>c. 問題点 (1) c. について (雨水の再浸入)</p> <p>(a) 再処理事業部長以下は、リスク管理や強い危機意識を持った業務遂行に欠けていたことを再認識し、自らの悪さを見出す活動(事例研修、ディスカッションなど)を実施する。</p> <p>(b) 上記(a)の活動の計画および結果は、再処理計画部長が作成し、再処理事業部長が承認する。再処理事業部長は、承認に当たり、保安上の妥当性について再処理/貯蔵管理安全委員会における審議を受ける。さらに、本計画および本結果は、品質・保安会議において審議し、再処理事業部長は、審議結果を尊重して承認する。</p> <p>(c) ユーティリティ課長は、9月25日までに次の応急措置を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コンクリート蓋を開放した状態で送風機により配管ピット内を乾燥させた後、ピット内の雨水浸入箇所へコーキングを行う。(9月22日までに実施済み)</li> <li>・ 配管ピットおよびコンクリート蓋のコーキング、防水テープ、防災シートおよびブルーシートの養生を実施する。(9月22日までに実施済み)</li> <li>・ 配管ピット周辺地盤を掘削し、ピット内にかかる地下水圧の低減を図る。(A系は9月22日までに実施済み。B系は9月24日までに実施済み。)</li> <li>・ ピット上部にやぐらを組み、ブルーシートで覆う。(A系は9月23日までに実施済み。B系は9月25日までに実施済み。)</li> </ul> <p>(d) 配管ピットへの雨水浸入は、非常用電源建屋と配管ピット躯体との接合部にある止水処置の劣化が原因となった可能性もあることから、ユーティリティ課長は、10月末までに次の恒久対策を行う。なお、次の恒久対策の内容は、本対策の計画に係る(e)の審議結果に基づき必要に応じて見直す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配管ピット周辺地盤を掘削して、ピット躯体および取合部の目視確認を実施する。<b>(ピット躯体目視確認 A系9月25日、B系10月4日実施済み、取合部目視確認 A系10月11日、B系10月12日実施済み)</b></li> <li>・ 雨水浸入防止の強化のため、ピット躯体および取合部止水板への防水措置を施工する。<b>(A系、B系とも10月26日実施済み)</b></li> <li>・ 雨水の排水およびピット周辺地盤の雨水浸透防止のため、ピット周辺地盤に</li> </ul> | <p>実績反映</p> <p>実績反映</p> |

| 変更前  | 変更後  | 備考  |
|--|--|---|
| <p>コンクリート舗装を施工する。コンクリート舗装には、排水用勾配を設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>配管ピットおよび建屋と舗装との取合部は、止水板およびシーリングによる止水処置を行う。</li> <li>点検口のパッキンを再施工するとともに、ピット上面のすべてに防水シートによる養生を施す。</li> </ul> <p>(e) 上記(d)の対策に係る計画および結果は、ユーティリティ課長が作成し、雨水対応会議における確認の後、共用施設部長、土木建築部長および再処理工場長が審査し、再処理事業部長が承認する。再処理事業部長は、承認に当たり、保安上の妥当性について再処理安全委員会における審議を受ける。さらに、本計画および本結果は、品質・保安会議において審議し、再処理事業部長は、審議結果を尊重して承認する。</p> <p>(f) 当該配管ピットの通常の巡視・点検(3回/日)に加えて、恒久対策が講じられるまでは、中央安全監視室にて降雨が確認された場合に、降雨の開始を起点に降雨終了から12時間後まで、運転員が配管ピット内を3時間ごとに確認する。ただし、降雨が激しく、点検口を開けることにより水の浸入のおそれがある場合等は、雨水浸入防止措置の状況の確認に留める。</p> <p>d. 問題点(1)d.および問題点(1)e.について(指示文書関連(その1)および同(その2))</p> <p>(a) 北陸電力(株)志賀原子力発電所での雨水流入事象に係る指示文書を受けた調査について、再調査を実施することとし、再処理事業部長は、全貫通部を直接目視確認またはファイバースコープ等により確認することを基本とする再調査の計画を策定する(9月11日に策定し調査開始済み。なお、上記指示文書を受けた調査が不適切であったことに係る要因分析結果等を踏まえた改訂を9月19日に実施済み)。</p> <p>(b) 今回の再調査では、雨水対応会議の責任・役割を計画書で明確にした上で、雨水対応会議にて、物理的な理由等により直接目視確認またはファイバースコープ等による確認ができない場合の評価方法を含めた調査方法および調査結果の妥当性について確認する。</p> <p>(c) 再調査は、再処理工場長を実施責任者とした調査体制の下、対象となる貫通部に対して直接目視確認またはファイバースコープ等による確認を実施し、12月末までに原子力規制委員会へ報告する。</p> <p>(d) 上記の報告書は、各課長が作成し、雨水対応会議における確認の後、各部長、再処理工場長および再処理事業部長が審査し、品質・保安会議において審議した後、社長が承認する。再処理事業部長は、審査に当たり、保安上の妥当性について再処理/貯蔵管理安全委員会における審議を受ける。上記の報告書には、物理的な理由等により直接目視確認またはファイバースコープ等による確認ができない箇所の評価結果を含める。</p> | <p>コンクリート舗装を施工する。コンクリート舗装には、排水用勾配を設ける。<b>(A系、B系とも10月26日実施済み)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>配管ピットおよび建屋と舗装との取合部は、止水板およびシーリングによる止水処置を行う。<b>(A系、B系とも10月27日実施済み)</b></li> <li>点検口のパッキンを再施工するとともに、ピット上面のすべてに防水シートによる養生を施す。<b>(A系、B系とも10月27日実施済み)</b></li> </ul> <p>(e) 上記(d)の対策に係る計画および結果は、ユーティリティ課長が作成し、雨水対応会議における確認の後、共用施設部長、土木建築部長および再処理工場長が審査し、再処理事業部長が承認する。再処理事業部長は、承認に当たり、保安上の妥当性について再処理安全委員会における審議を受ける。さらに、本計画および本結果は、品質・保安会議において審議し、再処理事業部長は、審議結果を尊重して承認する。<b>(計画:10月4日策定済み、結果:11月14日報告書承認)</b></p> <p>(f) 当該配管ピットの通常の巡視・点検(3回/日)に加えて、恒久対策が講じられるまでは、中央安全監視室にて降雨が確認された場合に、降雨の開始を起点に降雨終了から12時間後まで、運転員が配管ピット内を3時間ごとに確認する。ただし、降雨が激しく、点検口を開けることにより水の浸入のおそれがある場合等は、雨水浸入防止措置の状況の確認に留める。<br/><b>(その後、雨水浸入に対する必要な恒久対策および点検口の構造を改善したことから、巡視点検マニュアル改正を経て1回/日の巡視・点検頻度とする。)</b></p> <p>d. 問題点(1)d.および問題点(1)e.について(指示文書関連(その1)および同(その2))</p> <p>(a) 北陸電力(株)志賀原子力発電所での雨水流入事象に係る指示文書を受けた調査について、再調査を実施することとし、再処理事業部長は、全貫通部を直接目視確認またはファイバースコープ等により確認することを基本とする再調査の計画を策定する(9月11日に策定し、調査開始済み。なお、上記指示文書を受けた調査が不適切であったことに係る要因分析結果等を踏まえた改訂を9月19日に実施済み)。</p> <p>(b) 今回の再調査では、雨水対応会議の責任・役割を計画書で明確にした上で、雨水対応会議にて、物理的な理由等により直接目視確認またはファイバースコープ等による確認ができない場合の評価方法を含めた調査方法および調査結果の妥当性について確認する。</p> <p>(c) 再調査は、再処理工場長を実施責任者とした調査体制の下、対象となる貫通部に対して直接目視確認またはファイバースコープ等による確認を実施し、<b>現場作業の進捗等にあわせ2018年1月末を目標に調査を終了し、その後、速やかに原子力規制委員会へ報告する。</b></p> <p>(d) 上記の報告書は、各課長が作成し、雨水対応会議における確認の後、各部長、再処理工場長および再処理事業部長が審査し、品質・保安会議において審議した後、社長が承認する。再処理事業部長は、審査に当たり、保安上の妥当性について<b>再処理安全委員会</b>における審議を受ける。上記の報告書には、物理的な理由等により直接目視確認またはファイバースコープ等による確認ができない箇所の評価結果を含める。</p> | <p>実績反映</p> <p>実績反映</p> <p>今後の見通しを反映</p> <p>指示文書は再処理施設が対象のため、貯蔵管理安全委員会を削除</p> |



事業者対応方針 資料1 前後対比表

| 変更前  | 変更後  | 備考 |
|--|--|----|
| <p>(e) 上記の再調査には、漏えい痕等、壁貫通部周辺の詳細状況の調査を追加して実施することとし、9月末までに再調査の計画を改訂する。計画の改訂は、技術課長が作成し、雨水対応会議における確認の後、各部長および再処理工場長が審査し、再処理事業部長が承認する。再処理事業部長は、承認に当たり、保安上の妥当性について再処理／貯蔵管理安全委員会における審議を受ける。さらに、計画書は、品質・保安会議において審議し、再処理事業部長は、審議結果を尊重して承認する。(9月28日改正済み)</p> <p>(f) 雨水対応会議において、漏えい痕等の評価方法および評価結果の妥当性について確認する。漏えい痕等の評価結果を含む調査結果は、上記の報告書に含めて報告する。</p> <p>(g) 管理担当課長は、(4) b. (a) に示す巡視・点検等のマニュアルの改正において、漏えい痕等、壁貫通部周辺の詳細状況を点検項目に追加する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> | <p>(e) 上記の再調査には、漏えい痕等、壁貫通部周辺の詳細状況の調査を追加して実施することとし、9月末までに再調査の計画を改訂する。計画の改訂は、技術課長が作成し、雨水対応会議における確認の後、各部長および再処理工場長が審査し、再処理事業部長が承認する。再処理事業部長は、承認に当たり、保安上の妥当性について<b>再処理安全委員会</b>における審議を受ける。さらに、計画書は、品質・保安会議において審議し、再処理事業部長は、審議結果を尊重して承認する。(9月28日改正済み)</p> <p>(f) 雨水対応会議において、漏えい痕等の評価方法および評価結果の妥当性について確認する。漏えい痕等の評価結果を含む調査結果は、上記の報告書に含めて報告する。</p> <p>(g) 管理担当課長は、(4) b. (a) に示す巡視・点検等のマニュアルの改正において、漏えい痕等、壁貫通部周辺の詳細状況を点検項目に追加する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> |    |